

生態8 おがさわらしょとう 小笠原諸島 森林生態系保護地域



1. 森林管理署：小笠原総合事務所
2. 森林計画区：伊豆諸島森林計画区
3. 所在地：東京都小笠原村
4. 林小班：嫁島1国有林、鰹島島1国有林、丸島1国有林、兄島8の1国有林、向島1国有林、姉島1国有林、人丸島1国有林、西島1国有林、西之島1国有林、船木山130外4国有林、孫島1国有林、鳥島1国有林、弟島1の1国有林、東町外21国有林、東島1国有林、南島1国有林、南硫黄島1国有林、二子島1国有林、媒島1国有林、瓢島1国有林、平島1国有林、北之島1国有林、北硫黄島1国有林、妹島1国有林、姪島1国有林、聳島本島国有林  
1い外
5. 面積：5,578.61 ha
6. 設定年月日：平成19年4月
7. 法的規制：土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林、保健保安林、原生自然環境保全地域、国立公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、国立公園第3種特別地域、国立公園特別保護地区、国立公園普通地域、砂防指定地、鳥獣保護区特別保護地区、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、鳥獣保護区、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

8. 設定目的：小笠原諸島は、過去に一度も大陸と陸続きにならなかったことがない海洋島であり、島嶼生態系として、独自の進化を遂げた貴重な動植物が数多く生息・生育し、特異な森林生態系を有している。このため、これらの原生的な森林生態系を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資するため設定する。

9. 特徴：標高0m～320m。

小笠原諸島の植物は、自生する309種のうち143種（46%）が固有種となっており、これらの植物により構成される植生は他では見られない独自のもの。固有種率が高いのは海洋島の特徴である。

\*本森林生態系保護地域を構成する重要な植生は次のとおり。

① 湿性高木林（ウドノキ・シマホルトノキ群落）：亜熱帯気候における小笠原固有の植生（極相林）で、ウドノキの存在が特徴的。母島の石門山と桑ノ木山、父島の三日月山と桑木山の一部に見られる。

② 弱湿性風衝地低木林（雲霧林：ワダンノキ群落）：母島の乳房山から石門山にかけての標高300m以上の稜線に近いところに見られ、ワダンノキが優占する高さ2～4mの低木林。

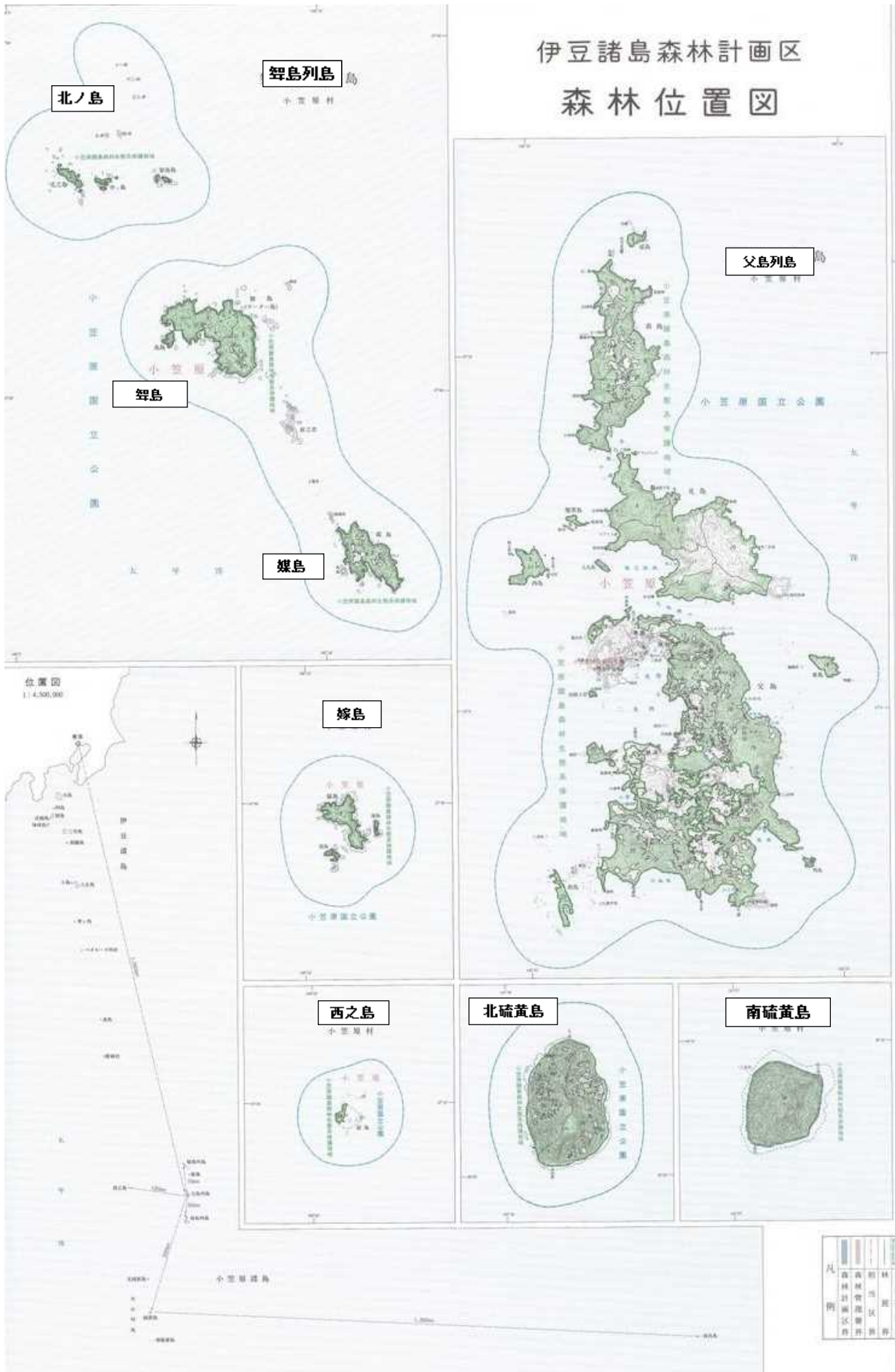
③ 乾性低木林（コバナアカテツ・シマイスノキ群落）：父島（夜明平、中央山東平など）、兄島の乾燥した山頂緩斜面を中心に広がる高さ5～8mの低木林で、シマイスノキの優占が特徴的。母島の湿性高木林と並んで小笠原を代表する森林タイプ。

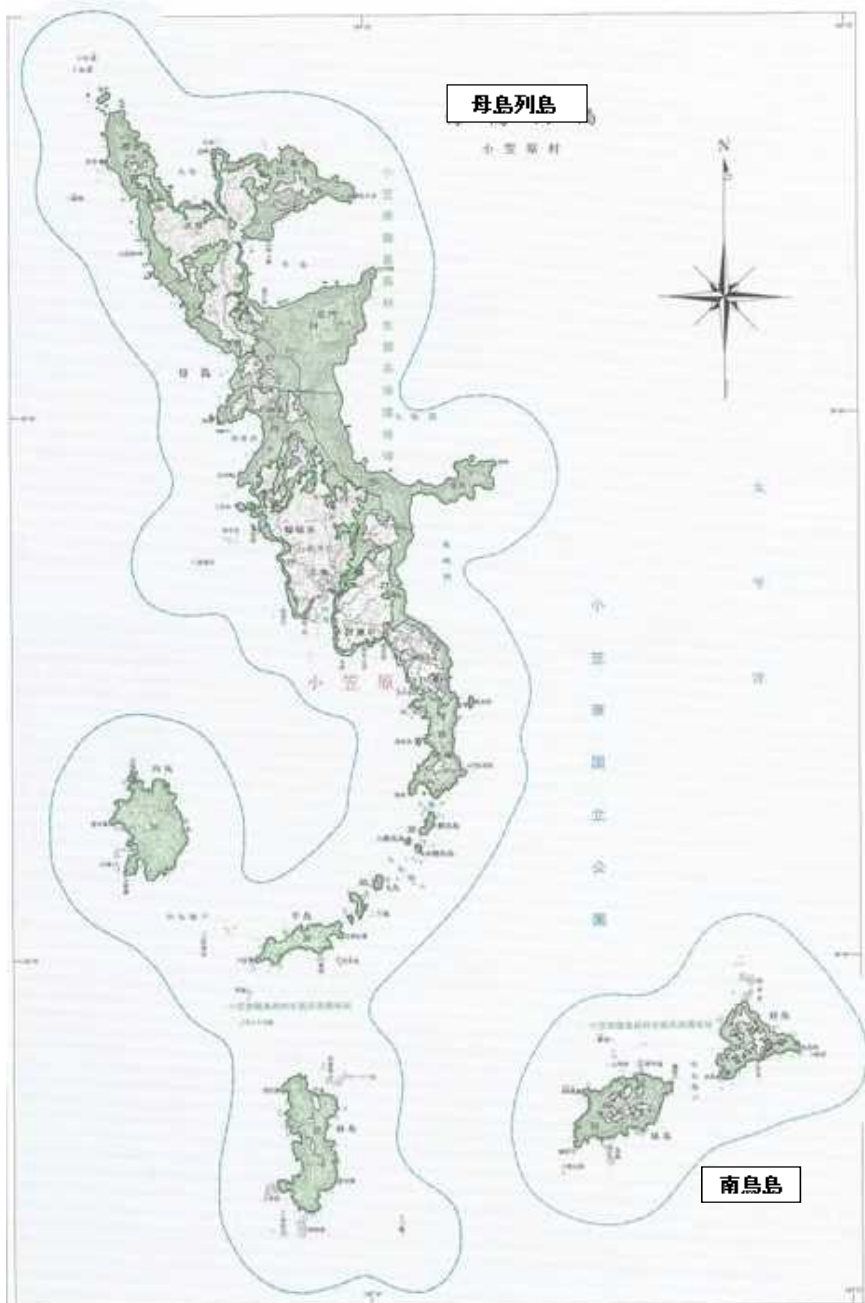
④ このほか、湿性亜高木林（モクダチバナ・テリハコブガシ群落）、適潤性高木林（ムニンヒメツバキ・コブガシ群落）、風衝地高木林（オガサワラビロウ・タコノキ群落）などの植生があり、いずれも小笠原本来の代表的な自然を残す貴重なもの。

帰化植物、帰化動物の駆除対策事業が、本局、環境省、東京都の各関連団体において積極的に実施されており、固有種保全の効果が徐々に現れてきている。

10. 保護・管理及び利用に関する事項：保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保存利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。

# 伊豆諸島森林計画区 森林位置図





標高	
1000m以上	0.1
900m以上	0.2
800m以上	0.3
700m以上	0.4
600m以上	0.5
500m以上	0.6
400m以上	0.7
300m以上	0.8
200m以上	0.9
100m以上	1.0
50m以上	1.5
20m以上	2.0
10m以上	2.5
5m以上	3.0
2m以上	3.5
1m以上	4.0
0m	4.5

—





父島列島



母島列島



0 1 2 4 km



